

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：尼崎市長、尼崎市消防長、尼崎市公営企業管理者、尼崎市教育委員会、尼崎市議会議長、  
尼崎市選挙管理委員会、尼崎市代表監査委員、尼崎市公平委員会、尼崎市農業委員会、

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.5 %
全職員	77.3 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.3 %
本庁課長相当職	98.6 %
本庁課長補佐相当職	101.4 %
本庁係長相当職	98.5 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.0 %
31～35年	92.5 %
26～30年	94.3 %
21～25年	86.0 %
16～20年	87.6 %
11～15年	94.0 %
6～10年	89.7 %
1～5年	83.8 %

#### 【説明欄】

職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況及び男女の職員構成比率等により、職員の給与の男女の差異が生じている。

- ・ 役職段階ごとの男女の給与はおおむね同水準であるが、近年の新規採用職員に占める女性の割合が高いことから、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約89%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約65%である。
- ・ 男性の方が超過勤務等時間が長く、市長事務部局において、一人当たりの超過勤務等手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は約64%である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。